

市では災害時に役に立つグッズや補助制度を用意しています。必要なものや制度を確認し、いざという時に備えましょう。

感震ブレーカー設置費補助

問危機管理課(☎62-1190)ID1002820

- 地震の揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断して火災被害を防ぐ器具です。
- 対市内の居住している住宅または居住する新築住宅に分電盤タイプまたは簡易タイプの感震ブレーカーを設置する人
- ※分電盤タイプは要事前申請
- 補助金額 購入・設置費の2分の1
(1,000円未満切り捨て、▶分電盤タイプ…上限20,000円▶簡易タイプ…上限2,000円)
- 他令和8年度から、簡易タイプも補助対象になりました。



防災ラジオ

問危機管理課(☎62-1190)ID1019762

- 緊急地震速報や市が発令する避難情報などの緊急情報をお知らせするラジオです。
- 対市内に住所を有する人または事業者
- ¥▶個人…2,000円 ▶事業者…5,000円 ▶支援対象者…1,000円
- ※1台目の金額 ※支援対象者は市HP参照



家具転倒防止器具取付

問①長寿課(☎62-1063)、②福祉総務課(☎62-1208)、③子育て推進課(☎62-1061)
ID①1018520、②1003588、③1016596

- 家具転倒防止器具の取付けを代行します。
- 対①65歳以上のみの世帯
- ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者のみの世帯
- ③中学生以下の子と母親のみの世帯
- 補助金額 家具4点まで無料 ※器具代金は自己負担



雨水貯留施設設置補助

問雨水対策課(☎62-1066)ID1007244

- 対市内の宅地などに雨水貯留施設の設置を行う人 ※要事前申請
- 補助金額 次のうち低い金額
- ▶1基当たりの貯留量ごとの上限額
- ・100ℓ以上200ℓ未満…15,000円 ・200ℓ以上…25,000円
- ▶購入・設置費の3分の2(100円未満切り捨て)



救急医療情報キット

- 問①長寿課(☎62-1063)、②福祉総務課(☎62-1208)ID①1003441、②1003617
- 高齢者などが自宅で救急車を呼ぶなどの緊急時に備え、医療情報や緊急連絡先などを保管するための専用キットを無料で配布します。
- 配布場所 長寿課、福祉総務課、市内各地域包括支援センター
- 対①65歳以上の人のみの世帯
- ②身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者



緊急通報システム

問福祉総務課(☎62-1208)ID1003616

- 急病や事故などの緊急時にボタン1つで連絡が取れる機器を自宅に無料で設置します。
- 対身体障害者手帳1・2級を所持している1人暮らしの人
- 他緊急時の連絡を受ける協力者の承諾が必要です。



携帯型緊急通報機器貸与

問長寿課(☎62-1063)ID1018513

- 緊急時にひもを引くだけで連絡できる携帯型機器(キッズフォン、はいかい症状がある場合は位置情報検索機能付き)と屋内に設置する人感センサーを無料で貸与します。
- 対65歳以上の1人暮らしの人または要支援・要介護認定を受けており、認知症およびはいかい症状がある人
- 他緊急時の連絡を受ける協力者の承諾が必要です。



住宅の地震対策補助

問建築課(☎62-1021)ID1007245

- いずれも申請前に建築課に相談してください。

非木造住宅

◆耐震診断費補助 ID1003818

対昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅

※分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額 ▶戸建住宅…対象経費(上限13万円、避難道路沿道の場合15万円)の3分の2
▶長屋、共同住宅…対象経費の3分の2(上限120万円、避難道路沿道の場合140万円)

◆耐震改修費補助 ID1003819

対昭和56年5月31日以前に着工された非木造の戸建住宅・長屋・共同住宅

※1,000㎡未満または地上2階以下

※分譲集合住宅は、管理組合で合意されたもの

補助金額 対象経費の5分の4(上限500万円、避難道路沿道の場合600万円)

屋根瓦

◆耐風診断費補助 ID1017270

対次の全てに該当する戸建住宅・長屋・共同住宅

- ▶令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根で、改修が行われていないもの
- ▶かわらぶき技能士などの有資格者が実施する診断であること

補助金額 対象経費の3分の2(上限21,000円)

◆耐風改修費補助 ID1017270

対次の全てに該当する戸建住宅・長屋・共同住宅

- ▶令和3年12月31日以前に着工された瓦屋根で、改修が行われていないもの
- ▶昭和56年6月1日以降に着工された住宅または、昭和56年5月31日以前に着工された住宅で耐震性を有するもの
- ▶耐風診断で基準に適合していないとされた瓦屋根の全面改修を行うもの

補助金額 次のうち低い金額(上限552,000円)

▶対象経費の100分の23 ▶1㎡当たり5,520円を乗じた額

他木造住宅の耐震改修と併せて利用可。木造住宅の耐震改修など、その他の補助制度については市HPをご覧ください。

